

## 令和5年度佐賀県観光素材説明会企画運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和5年度 佐賀県観光素材説明会 企画運営業務

### 2 目的

全国旅行支援事業等により、広域的な観光交流が活性化している状況のなか、佐賀県内市町観光担当者と合同で、旅行会社等に対して佐賀県観光素材説明会（以下、「説明会」という。）を開催し、東京都心からの旅行商品造成及び佐賀県観光地の周知拡大を図る。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年8月31日まで

### 4 開催概要

#### (1) 日時

令和5年7月11日（火）午後13時30分から16時まで

#### (2) 会場

大手町三井ホール（東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One 3F）

#### (3) 趣旨

- ① 各市町の体験イベントや特産品等がPRできるイベントとすること。
- ② 説明会参加者が、佐賀県に造成したくなるような内容とすること。

#### (4) 内容

各市町や観光関係者等（約30ブース程度）のPR

#### (5) 説明会参加者

- ① 旅行会社商品造成担当者
- ② インフルエンサー等SNS発信者
- ③ メディア関係者等

#### (6) 主催

一般社団法人佐賀県観光連盟

### 5 委託業務の内容

委託する業務は、下記のとおりとする。

#### (1) 説明会企画、調整、運営業務

- ① 各市町や観光関係者等のブースが設置される構成であること。
- ② ブースの装飾等については、来場者がより親しみを持てるよう「漫画・アニメ」を使用すること。

- ③ 企画内容については提案によるが、説明会の目的に沿った内容をできるだけ詳細に記載すること。
- ④ 説明会が円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症対策、公衆衛生、危険防止策等を十分に講じること。
- ⑤ 説明会の企画に当たっては、以下の点について留意すること。
  - ア 各ブースについては、会場内の備品を利用する。設営等については、ブース出展担当者が行う。
  - イ 火器使用は不可とするが、体験コーナーとして、火器を使用しない特産品の試飲や観光体験を行う。
  - ウ 会場の利用時間は当日の午前10時から午後17時まで（17時撤退完了）とする。会場設営、撤去は特に必要としないが、現状復旧を行うこと。
  - エ 会場装飾、看板、案内板、誘導看板の制作・設置・撤去は、運営に支障がない程度に行うこと。音響照明については、会場内の備品を使用するものとする。
  - オ 業務の実施に際し、国内旅行傷害保険に加入すること。
- (2) 佐賀県内市町担当者等との打ち合わせ業務は、主として事業者が行い、説明会が円滑に開催されるよう出展される各市町担当者等と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 連盟に対し、事業の進捗状況を適宜報告すること。
- (4) 上記内容に関する実施報告書の作成を行うこと。

## 7 予算額

3,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

## 8 委託料の支払

完了払とする。

## 9 留意事項

この仕様に定めのない事項については、連盟と協議の上、決定すること。